

帰島に関する基本方針

(前提)

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられるが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない。今後も局所的に高い二酸化硫黄濃度が観測されることもあるので、風下にあたる地域では引き続き火山ガスに対する警戒が必要である。

(平成16年6月30日三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会統一見解)

(村民の状況)

- 1 この5月に村が実施した意向調査の結果では「火山ガスのリスクを受容して帰島する」との意向が回答の約7割を占めるなど、村民は一刻も早い帰島を待ち望んでいる。
- 2 平成12年9月の全島避難から4年近くが経過し、村民は長期化する避難生活により経済的にも、精神的にも厳しい状況に追い込まれつつある。

(基本的な考え方)

火山ガスの放出は依然として続いており、火山ガス濃度の低下を待っていると何時、帰島できるかの見通しが立たない状況にある。

このため、現在の火山ガスの観測結果やこれまでに明らかにされた火山ガスに関する専門家の見解や提言を踏まえ、かつ、村民の意向を尊重して、「火山ガスとの共生」を基本的考え方とする。

火山ガスの放出が続く中での帰島であり、通常の生活ができる状況にはないと考えられる。村は、村民の安全を確保するための施策を実施するが、帰島にあたって重要なことは、村民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」と村民相互が助け合い、協力し合う「共助」である。

- 1 帰島は、三宅島の火山ガスのリスクとそれを回避する安全行動を十分に認識した上での村民個々の自己責任に基づく判断による。
- 2 村は、村民等の安全確保行動が適切に行われるよう、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療体制の確保を実施する。
- 3 村は、村民等の安全確保に必要な事項を規定するため、新たに条例を制定する。
- 4 火山ガスの放出状況、濃度等を十分に調査、検討し、村民等の生命と身体を災害から保護するため、火口周辺及び高濃度地区について、立ち入り禁止、居住制限等の規制を行う。

規制の具体的内容等は、今後、専門家の意見を聞いた上で決定する。

- ・一定の制限を設ける高濃度地区は、薄木、栗辺、三池、沖ヶ平、御子敷の5集落を含む2地域を想定している。
 - ・高濃度地区内と想定される空港、港湾、村役場等の施設は、例外的使用に限定する。
- 5 規制する区域及び規制内容については、火山ガスの放出状況、濃度等の変化に応じて、適宜、見直すこととする。
 - 6 村は、国、東京都と協力して、平成16年3月に出された「三宅島帰島プログラム準備検討会報告」を着実に推進する。

(避難指示の解除)

- 1 村長は、平成17年2月に、災害対策基本法第60条第4項に基づく避難指示解除の公示を行う。
- 2 避難指示を解除する具体的日時は、島内整備状況や受け入れ準備の進行状況を見て、概ね1か月前に公表する。

(今後の取り組み)

[帰島対策本部の設置等]

- 1 方針決定後、避難指示解除時までを「帰島準備期」とする。
- 2 都庁舎内の新宿総合事務所に「三宅村帰島対策本部」を設置するとともに、三宅島に「現地帰島対策本部」を設置する。
- 3 新宿総合事務所に「総合相談窓口」を設置するとともに、主な避難先を対象に出張相談を実施する。
- 4 高濃度地区内と想定される現村役場庁舎は、防災機能の使用に限定し、その他の一般業務機能は、臨時庁舎で行う。

[安全確保対策]

1 健康管理

中央診療所の復旧など、医療体制の整備を行う。

帰島する村民の帰島前健康診断及びリスクコミュニケーションを実施する。

三宅島に赴任する公共機関等の職員等についても、入島前に各公共機関等において健康診断とリスクコミュニケーションを実施するよう要請する。

高感受性者は、避難指示解除後、島内の受け入れ体制を見ながら帰島するものとする。

帰島前健康診断終了後、「火山ガスのリスクの受容」や「自らの安全を守るのは自分自身」等の「住民の心構え」を十分に説明の上、自己の判断により帰島する旨の帰島意思の最終確認を行う。

一般観光客等には、三宅島の現状と安全確保についての周知を徹底する。

- 2 村は専門家の意見を聞いて安全確保マニュアルを作成する。

[受け入れ準備]

- 1 世帯別の詳細調査を実施する。

- 2 村民が帰島後直ちに必要となる生活基盤である商店、金融機関及び民宿等は帰島準備期の早い段階において整備する。

- 3 災害により損壊した個人住宅の復旧が帰島準備期に円滑に実施できるよう建築資材の搬入、業者等の受け入れ体制を整備する。

- 4 帰島準備期に、情報伝達、避難体制が有効に機能するかを段階的に検証する。

このため、まず村と東京都三宅支庁が協力して、職員住宅等を利用した夜間避難訓練を実施する。他の公共機関に対しても協力を依頼する。

- 5 村は、帰島を希望する高濃度地区居住者の住宅確保を支援する。

[村民の三宅島への引越し = 本格帰島期]

- 1 帰島する村民は、避難指示解除の日から概ね3か月間以内に島内への引越しを完了させるものとし、この期間を「本格帰島期」とする。
- 2 引越しが円滑に行われるよう、村は、帰島準備期に必要な調整を行うとともに、計画を策定し、説明会を開催する。
- 3 本格帰島期について、都営住宅等への継続入居などの災害支援を継続するよう東京都等関係機関に特段の配慮を要請する。
- 4 特別の事情があるため本格帰島期に帰島できない村民（非即時帰島世帯）については、本格帰島期後の一定期間、都営住宅等への継続入居などの災害支援を行うよう東京都等関係機関に特段の配慮を要請する。
- 5 一般観光客等の三宅島への入島受け入れは、一般村民の帰島後（本格帰島期後）を予定している。

[教育・福祉関係施設の再開]

- 1 小中学校は当面、三宅小学校、三宅中学校各1校で17年4月に再開する。
- 2 保育園は、当面、みやけ保育園1園を避難指示解除時に再開する。
- 3 小学校・中学校・保育園等には一時的避難が可能な脱硫機能を整備する。
- 4 特別養護老人ホームの再開は、「社会福祉法人あじさいの里」と協議し、早期再開を目指す。

[生活の再建]

- 1 村営住宅の復旧、整備等、住宅確保の支援を実施する。
- 2 産業、雇用対策を実施する。
- 3 家屋解体がれき、廃自動車、廃家電製品等災害廃棄物の適正処理を実施する。

[帰島計画]

この方針に基づく具体的な事項は、本年8月末を目途に策定する「三宅村帰島計画」で定める。